

地籍調査等及び統計調査の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を円滑に推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。また、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じること。
2. 国勢調査等、統計調査に係る都市自治体への委託費の算定については、地域の実情等に配慮するとともに、調査が円滑に実施できる適正な委託費の確保を図ること。また、委託費交付の早期決定を行うこと。
3. 基幹統計調査について、統計調査結果の早期公表に向けた取り組みを推進するとともに、集計結果を市町村単位で活用できるようにすること。
また、調査を実施する市町村において、その調査票情報が活用できるよう法制度を見直すとともに、調査票情報を利用するための手続きを各府省で統一し、簡略化すること。
4. 中山間地域等、長期間相続登記がなされていない土地については、公共事業が円滑に実施できるよう特別の措置を講じること。